

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 農学研究院及び工学研究院から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 科学博物館長</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>2 前項第3号、第4号、第5号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に規定する副学長をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第8号に規定する委員から2人を互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会の事務は、総務部総務課<u>広報室</u>において処理する。</p>	<p>本則 (組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 教育研究評議員を兼ねる農学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる農学府副府長 1人</u></p> <p><u>(3) 教育研究評議員を兼ねる工学研究院副院長又は教育研究評議員を兼ねる工学府副府長 1人</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 科学博物館長</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>2 前項第4号、第5号及び第10号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号に規定する副学長をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第9号に規定する委員から2人を互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会の事務は、総務部総務課<u>広報・基金室</u>において処理する。</p>	

附 則 (細則第3号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。